

再 評 価 調 書

I 事業概要					
事業名	交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業）				
地区名	一般県道 ^{ほそかわとよた} 細川豊田線				
事業箇所	とよたのみ 豊田市野見町				
事業のあらまし	一般県道細川豊田線は、一級河川 ^{やはぎがわ} 矢作川左岸に位置し、とよた市と ^{おかざき} 岡崎市を結ぶ南北に走る主要幹線道路である。当該箇所は通学路になっているが、歩道が整備されておらず、通学する沿線の生徒、児童は危険な状態を通行している。この状況を解消するために本区間に歩道を整備し、沿線住民の安全な歩行空間と通学路を確保するものである。				
事業目標	【達成（主要）目標】 ①危険通学路の解消 ②歩行者等の安全性の確保 【副次目標】 —				
計画変更の推移		事前評価時 (2015年度)	再評価時 (2020年度)	変動要因の分析	
	事業期間	2015～2020年度	2015～2024年度	用地取得難航によるもの	
	事業費（億円）	1.5	2.4	事業内容変更によるもの	
	経費内訳	工事費	0.8	1.0	事業内容変更によるもの
		用補費	0.5	1.0	事業内容変更によるもの
その他		0.2	0.4	事業費精査によるもの	
事業内容	歩道設置 L=200m	歩道設置 L=320m	現地精査による事業対象範囲の変更		
II 評価					
①事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	【事前評価時の状況】 歩道が設置されていないため、通学児童をはじめとした歩行者の安全な通行空間が確保されていない。 【再評価時の状況】 通学路に指定されているものの、歩道が設置されていないため、通学児童をはじめとした歩行者の安全な通行空間が確保されていない。 【変動要因の分析】 周辺状況や交通状況等に大きな変動はなく、歩行者の安全確保が必要である。			
	判定	B	A： 事業着手時に比べ必要性が増大している。 B： 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。 C： 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。 ※事業着手時と比較することが適当ではないと判断される場合は、「事業着手時」を「前回評価時」に置き換えることができる。		
		【理由】 歩行者の安全確保の必要性は変わらず、事業着手時に比べ必要性に変化がないため。			

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後 5年目） □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

事業実施前後の歩行者等の安全性の変化

